



ブラジル・中南米査証ニュース
(2019年6月)



日頃は大変お世話になっております。
ブラジルビザに関する情報をご案内いたします。

★☆☆ 在東京ブラジル総領事館 査証情報 ☆☆☆

今月の休館日	なし(日本のカレンダー通り) (7月:15日 海の日)
--------	--------------------------------

査証所要日数	申請日の「翌日」発給(領事館稼働日)
--------	--------------------



★☆☆ ブラジルミニ情報 ☆☆☆

ブラジル司法省移民審議会について(その2)

ブラジル連邦政府は今年1月より居住ビザ(就労ビザ)における事前就労審査を労働省より司法省内に設置した移民審議会に移管しておりますが、徐々にその審査傾向が明らかになってきました。

『法人役員ビザ(RN11)について』

移管された当初は審査期間が幾分短縮された時期もありましたが、徐々に遅れる傾向にあります。要因は現地法人の外資登録について厳格に確認するようになったことが考えられます。現在、現地法人への役員のパ遣は外資60万リアルに対し1名の派遣が認められています。通常、現地法人の会社定款等により資本構成を証明しますが、ブラジル中央銀行発行の外資登録証明書等の提出が要求されるなど審査が厳格化されています。

特に会社形態が株式会社(S/A)であったり、日本側会社名が現地法人に反映されていないなど場合に注意が必要です。現地法人によっては、設立当初の外資登録の証明書類が準備出来ず、代替書類の準備に時間を要する場合があります。また今後、外資登録の下限額の引き上げが予想されています。

但し、審査期間については常に変動しておりますので、詳細は弊社までお問い合わせ下さい。

★★★ **ブラジル・南米の査証に関するお問い合わせは・・・** ★★★

リベルコン・ジャパン

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-17 川上ビル 5F TEL (03)3475-5432

担当 掛山・佐賀

<http://libercon.co.jp/>